ごみ・環境・上下水道

ごみの収集

問 ごみ減量推進課　TEL 641-1212（内線694～696）　FAX 624-9928

家庭ごみの出し方

収集日当日の午前6時から8時までに、町内会等で決められた集積所に指定の袋等で出してください。
詳しくは、「ごみ減量・分別大百科」や山形市公式ホームページ（ ごみの出し方 検索 ）をご覧ください。

分別区分		代表的な品目	出し方の注意	収集回数	出すときの袋等	
もやせるごみ	厨芥類（ちゅうかい）（生ごみ類）	野菜・魚・肉等の調理くず、食べ残し、お茶がら、固めた食用油などの台所のごみ	水切りは十分に ※生ごみは肥料として土に戻しましょう。	週2回	山形市の指定有料袋（赤色文字）	袋に入らないものは1品につき1枚共通収集シールを貼ってください。
	紙くず類	ビニールなどが塗られた紙、汚れた紙、再生に不適な紙類	金属類は取り外す			
	木くず類	木片、草花、小さな木製箱・木工製品など	土砂は取り除く			
	布くず類	汚れて再生に不適な衣類や布類、ぬいぐるみ、羽毛布団、シーツ、座布団など	金属類、ボタンは取り外す			
	食品容器プラスチック類	食品を包装していた、または、付着したラップ・パック・トレー、調味料等が入っていたプラスチック容器（洗剤容器は除く）	ソース・食用油・ドレッシング・マヨネーズ・ケチャップなどの容器はもやせるごみです。金属のふたは雑貨品・小型廃家電類へ ※店頭回収にご協力ください。			
雑貨品 小型廃家電類		日用品、小型の廃家電・家具類、傘、かばん、やかん、鍋、ポット、ガスレンジ、アイロン、ラジオ、炊飯器、掃除機、時計、玩具、三輪車、乳母車、石油ストーブ（反射式・芯出し式に限る）などの小型の複合素材の物、空き缶以外の金属類、金属のふた	電池類や燃料類を抜いてから出す。 1辺の長さが1m未満のものに限る。 1m以上のものは粗大ごみへ	週1回	山形市の指定有料袋（青色文字）	袋に入らないものは1品につき1枚共通収集シールを貼ってください。

〈 以下は広告スペースです 〉

引っ越しや片付けなどで
不要になったゴミの処分に困っていませんか？

お見積もりは無料！
タンスや食器棚など 重い不要品も運びます！
不要品1点でもOK！
任せて安心の許可業者！
学割・ネット割あり！

ゴミ屋敷の片付け
お一人で悩まずにぜひご相談ください。
私たちが迅速丁寧にお片付けいたします。

遺品整理 専門業者として適切に運搬・処理します。
故人様の大切な遺品を心を込めて丁寧にお片付けいたします。

BENIBANA
有限会社 べにばな清掃社
☎023-688-4970 受付時間（月～土）8:00～17:00
〒990-2313
山形市松原字下川原341-29
fax.023-688-3850
べにばな清掃社 検索
HPはこちら
http://www.benibana-seisou.co.jp

分別区分	代表的な品目	出し方の注意	収集回数	出すときの袋等
プラスチック類	金属等を含まないプラスチックだけの製品類（洗剤・化粧品の容器類、コップ、バケツ、ビニールカバー等の日用雑貨類、発泡スチロール製品等梱包資材、スーパーの袋）	金属のふたなどは取り外す。外したふたは雑貨品・小型廃家電類へ	週1回	山形市の指定有料袋（黄色文字） 袋に入らないものは1品につき1枚共通収集シールを貼ってください。
ビン・カン（資源物）☆ ビン	ジュース瓶、洋酒瓶、ドリンク瓶、化粧容器等の空き瓶など	中は洗って、ふたを外して出す。金属のふたは雑貨品・小型廃家電類へ。プラスチックのふたはプラスチック類へ ※資源回収にご協力ください。	週1回	透明袋（指定の袋はありません）
ビン・カン（資源物）☆ カン	ジュース缶、菓子缶、缶詰（中身のないもの）、などの金属缶類			
ペットボトル☆	清涼飲料類、しょうゆ、酒類（日本酒・洋酒・焼酎・みりん）でペットボトルマークがあるもの（PET 1）	キャップとラベルを取り外し、中を軽く水洗いする。キャップとラベルはプラスチック類へ	週1回	透明袋（指定の袋はありません）
古紙類☆	新聞（折込チラシ含む）、雑誌、段ボール、雑がみ（菓子箱、包装紙、トイレットペーパーの芯など）、紙パック	資源回収にご協力ください。	週1回	品目ごとに紙ひもで縛り出してください。雑がみは、まとめて紙ひもで縛るか、紙袋に入れてください。
水銀含有ごみ	電池類（充電池・充電池が取り外せない製品を含む）、蛍光管、水銀体温計、鏡	それぞれ品目ごとに、透明袋に入れる。	月1回	透明袋（指定の袋はありません）
埋立ごみ	陶磁器類、植木鉢、ビデオテープ、カセットテープ、ガラスくずなど	危険なガラス等の破片は新聞紙等で包んで、中身が分かるように記入する。	月1回	山形市の指定有料袋（茶色文字）。袋に入らないものは1品につき1枚共通収集シールを貼ってください。
ふとん類	布団（羽毛以外）、ござ、すだれ類	ひもなどで結んで出す。	月1回	1品につき1枚共通収集シールを貼ってください。
使用済みスプレー缶・カセットボンベ	スプレー缶、カセットボンベ	中身を使いきってから穴を開けずにスプレー缶、カセットボンベだけを袋に入れる。	月1回	透明袋

※店舗や事業所などの事業系ごみは、町内会等で決められた集積所には出せません。

集積所からの資源物持ち去り行為目撃情報をお寄せください

問 ごみ減量推進課　TEL 641-1212（内線694～696）　FAX 624-9928

市が指定する者以外の者が、集積所に排出された資源物（上記「家庭ごみの出し方」における分別区分の☆印の品目）を収集または運搬する行為は、条例で禁止されています。持ち去り行為を目撃した場合は、声を掛けたり、追いかけたりせず、目撃の日時、場所、行為者の人相・着衣、車両ナンバーなどの情報をごみ減量推進課までご連絡ください。持ち去り行為者には、市が禁止命令を行い、従わない場合は20万円以下の罰金（刑事罰）が科せられます。詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

ごみ・環境・上下水道　ごみの収集

〈以下は広告スペースです〉

粗大ごみの出し方

分別区分		代表的な品目	出し方の注意	収集回数	出すときの袋等
粗大ごみ	指定品目（大きさを問わず指定されたもの）	電子レンジ、ファンヒーター、電気マッサージ器、電気温水器、スプリングベッドマットなど	ファンヒーターは燃料を抜いて出す。	申し込みによる自宅前収集	そのまま（品目ごとに定められた金額分の粗大ごみ用証紙を貼ってください）
	1辺の長さが1m以上1.8m未満でかつ重量が80kg以下のもの	たんす、テーブル、机、障子戸、本棚、下駄箱、食器棚、サイドボード、ベッド枠、脚立、鏡台、畳、カーペット、じゅうたん、自転車、オルガン、ソファーなど			

収集の申し込みについて

問 ごみ減量推進課　TEL 641-1212（内線694～696）　FAX624-9928

1　電話で粗大ごみ収集受付センターへお申し込みください（1回1家庭3品まで）。
申し込み時に収集日が指定されます。

2　品目ごとに定められた料金分の「粗大ごみ用証紙」（1枚500円）を市内のスーパー・ホームセンター・コンビニ（一部）などの取扱店で購入してください。

3　粗大ごみ用証紙に必要事項を記入の上、申し込んだ粗大ごみに貼り、指定された日の午前8時までに自宅前に出してください。

申 込 先　粗大ごみ収集受付センター（TEL 686-5565）

受付時間　月曜日～金曜日（祝日を含む）
午前9時～午後4時

集積所に出せないごみ

問 ごみ減量推進課　TEL 641-1212（内線694～696・698・699）　FAX 624-9928

市で処理できないごみ

区分	品目例	処理の方法
危険性を有するもの	農薬、薬品、バッテリー、その他の有害物など	バッテリー、タイヤ、自動車の部品、消火器、ガスボンベなどは、販売店や専門業者に処理を依頼してください。治療に使用した物は、医療機関等に返却してください。
引火性を有するもの	ガスボンベ、大型燃料貯蓄タンク、燃料、火薬、廃油など	
感染性の恐れがあるもの	注射針など鋭利なもの	
その他	タイヤ、ピアノ、消火器、浴槽、風呂釜、農業用の資材・機械、バイク（原付含む）など	

〈 以下は広告スペースです 〉

(社)山形県産業廃棄物協会員
許可番号045433
有限会社 ときわ清掃社
代表取締役 井 上 吉 仁
〒990-2305 山形市蔵王半郷302-4
《営業所》山形市蔵王半郷435-1
TEL023-688-7132
FAX023-688-7132

信頼と心で接する
よしだ
佳田清掃株式会社
本　社
〒994-0042 天童市北目一丁目9番8号
山形営業所
〒990-2162 山形市あけぼの一丁目4番3号
TEL023-685-6368
FAX023-685-6369
不要品処分は
山形市許可取得業者の
弊社へお任せください
見積無料

https://www.yoshidaseisou.com

・産業廃棄物収集運搬業
・産業廃棄物処分業
・解体工事業
・一般廃棄物収集運搬業（上山市・山形市）
・一般建設業

アースリストア株式会社
上山市狸森字焼山309-3
TEL.023-675-2010　FAX.023-675-2556
山形営業所
山形市大字中野目838-1 TEL023-682-9282
http://earth-restore.com/

家電リサイクル法の対象品目の処理

不要になったテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの4品目は、リサイクル料金（郵便局でリサイクル券の購入）を支払い、「指定引取場所」に直接搬入するか、リサイクル料金と運搬料金を負担して、小売店や「電機商業組合（ごみ減量推進課で受付）」に依頼してください。

- 指定引取場所　日本通運（株）（TEL686-4385）

家庭系パソコンの処理

不要になった家庭系パソコンは、①メーカーで回収する方法、②山形市「こでん里帰りプロジェクト」を利用する方法の2つの排出方法があります。

①について詳しくは、各メーカー等または「パソコン3R推進協会」（TEL 03-5282-7685）へお問い合わせください。

②については、利用方法・対象品目を山形市公式ホームページで確認するか、お問い合わせください。

火災ごみ等

火災ごみ等の処理は、ご相談ください。

市で収集しないごみ

区分	品目例	処理の方法
事業活動で発生するごみ	店舗・事業所からの一般廃棄物	自分で処理施設に運ぶか、専門の収集運搬業者に依頼して処理施設へ運んでください。
家庭から一時的に大量に出たごみ	引っ越し、大掃除	
建築廃材などのごみ	家屋の解体	市では処理できませんので専門業者に依頼してください。

自分で運搬する場合の処理施設等

問 ごみ減量推進課　TEL 641-1212（内線694～696）　FAX 624-9928

次の処理施設に自分で搬入して処分することができます。ただし、分別してからお持ち込みください。

施設名称	電話番号	ごみの種類	処理手数料	搬入時間
エネルギー回収施設（立谷川）	686-6025	もやせるごみ、プラスチック類、ふとん類、可燃性粗大ごみ	10kgまでごと140円	月曜日～金曜日（祝日を含む）午前9時～午後4時 土曜日（祝日を含む）午前9時～正午
		犬、猫などの死体	1体3,000円	
エネルギー回収施設（川口）	672-2711	もやせるごみ、プラスチック類、ふとん類、可燃性粗大ごみ	10kgまでごと140円	
		犬、猫などの死体	1体3,000円	
立谷川リサイクルセンター	687-2040	ビン・カン、ペットボトル、雑貨品・小型廃家電類、不燃性粗大ごみ	10kgまでごと140円	
		水銀含有ごみ	1kgまでごと250円	
		埋立ごみ	有料指定袋に入れたものまたは共通収集シールが貼ってあるもののみ	
上野最終処分場	688-5727	埋立ごみ	20kgまでごと200円	月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～正午 午後1時～4時

〈以下は広告スペースです〉

ごみ集積所を新設・変更・廃止する場合は

問 ごみ減量推進課
TEL 641-1212（内線694～696） FAX 624-9928

　ごみ集積所は、「山形市ごみ集積所の設置および維持管理に関する要綱」に基づいて、町内会などで決めていただくことになっていますので、新設・変更・廃止する場合は、町内会長名で、ごみ減量推進課へ略図を添えて申請してください。

　なお、共同住宅の集積所は各住宅での管理となり、申請は所有者等名になります。

不法投棄に関するご相談は

問 廃棄物指導課
TEL 641-1212（内線687・869） FAX 624-9928

　平成21年3月に制定された「不法投棄等のない山形市を目指す条例」により、市民・事業者・行政が一体となって不法投棄防止に取り組んでいます。不法投棄などに関する情報提供やご相談窓口は、「山形市不法投棄110番」で対応しています。

山形市不法投棄110番　TEL 629-0802

ごみ減量にご協力ください

問 ごみ減量推進課
TEL 641-1212（内線698・699） FAX 624-9928

ごみ減量のポイントは3R

　まだ使えそうなものを捨ててしまう時、もったいないと感じることはありませんか。ごみとなるものを買わない、家に持ち込まない等ごみそのものを出さない工夫をしましょう。

ステップ1	Reduce（リデュース＝発生抑制）『ごみを減らす』

- 買い物にはマイバッグを持参しよう
- 過剰包装を断ろう
- 適量購入・調理などエコクッキングを心掛けよう

ステップ2	Reuse（リユース＝再利用）『繰り返し使う』

- 詰め替え商品を利用しよう
- ものを修理しながら大切に長く使おう
- フリーマーケットやリサイクルショップを利用しよう

ステップ3	Recycle（リサイクル＝再生利用）『資源として再利用する』

古紙類・衣類等のリサイクルに協力しよう

- 町内会や子ども会、学校PTAなど各種団体が行った資源回収の回収量や実施回数に応じた奨励費交付制度を設け、市民主体のごみ減量運動を推進しています。

● 回収品目

新聞…折込チラシも一緒でOK
雑誌…付録のCD・DVDなど紙以外のものは除いて
雑がみ…紙袋に入れるか、まとめて紙ひもで縛って
段ボール…つぶして折りたたんで
紙パック…軽くすすいで切り開き、乾かして
衣類…ファスナー等は取らずに、袋に入れて（綿入りのものは出せません）
一升瓶（透き通る茶・緑）、ビール瓶（大瓶）
…ふたは取り外し、軽くすすいで
アルミ缶、スチール缶
…軽くすすいで、それぞれ分別し、袋に入れて
使用済小型家電…濡れないように、袋に入れて

※回収品目・実施日は団体によって異なりますので、お住まいの地域の町内会や子ども会など実施団体へお問い合わせください。

〈 以下は広告スペースです 〉

資源物持ち込み歓迎！

KANEKO
有限会社 金子商事

ご自宅・倉庫・物置・蔵等にある不要品・粗大ゴミ等の
運搬・処分でお困りでしたら、ご相談は当社へお任せ下さい！！
お見積無料

◆一般・産業廃棄物収集運搬
許可番号　山形市指令廃第49-53号
◆産業廃棄物収集運搬
許可番号　第13011160252号
◆産業廃棄物処分業

◆リサイクル事業
・製紙原料(古紙類)　・製鋼原料(鉄くず)
・非鉄金属(アルミ等)　・空瓶容器(一升瓶・ビールビン)
・ウエス原料(衣類等)　・ペットボトル

◆計量証明事業(質量)

〒990-2251 山形市立谷川三丁目2015-4　TEL 023-666-8710

▶資源回収が行われていない場合や資源回収まで待てない場合、古紙類は週1回の収集曜日に、ペットボトルを出す集積所に出すことができます。

▶古紙類や布類を分別して資源物引取事業所へ持っていくと、無料で引き取ってもらえ、リサイクルされます。

詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

生ごみ処理機の購入補助を利用しよう

生ごみの減量とリサイクルを図るため、生ごみ処理機の購入に対し、予算の範囲内で補助しています。

処理機を購入する前に申し込みが必要です。

補助金額　購入価格の2分の1、または下記の限度額のいずれか低い額(100円未満は切り捨て)

- 電気式生ごみ処理機……………… 上限30,000円
- コンポスト容器…………………… 上限　3,000円
- EMボカシ容器(2個1組)………… 上限　3,000円

生ごみやさいクル制度を利用しよう

電気式(乾燥式)生ごみ処理機でできた生成物(乾燥生ごみ)を、地元産の新鮮野菜等と交換する制度です。集められた乾燥生ごみは、NPO法人で運営する農場で堆肥化され、野菜作りに利用されます。

交換レート　乾燥生ごみ1kgに対して、1ポイントもらえ、5ポイントで500円相当の野菜等と交換できます。

交換場所　JAやまがたおいしさ直売所(南館、落合、紅の蔵)、おおさとひろびろ直売所、NPO法人みちのく屋台こんにゃく道場(事務所・末広町)、市役所内ごみ減量推進課(引き取りのみ)

店頭回収を利用しよう

食品用発泡トレー、食品用透明容器、紙パックなどは、スーパーの店頭回収をご利用ください。

市民団体「ごみ減量・もったいないねット山形」会員募集

市民・事業者・行政が協力して、ごみ減量と資源の再利用を推進しています。入会希望の方は事務局(ごみ減量推進課内)へ。ホームページからも申し込みができます。入会金、年会費はありません。

(http://www.mottainai-yamagata.net)

し尿・浄化槽

し尿

問 廃棄物指導課
TEL 641-1212(内線687・869) FAX 624-9928

し尿収集の申込先

山形清掃衛生協同組合(TEL 643-7577)

し尿収集料金

180ℓまで2,300円、180ℓを超える分18ℓにつき230円が加算されます。

証紙の購入

230円券と2,300円券の2種類。山形清掃衛生協同組合で購入できます。

浄化槽

問 廃棄物指導課
TEL 641-1212(内線687・869) FAX 624-9928

浄化槽の法定検査を受けましょう

浄化槽を設置した場合、使用開始後3カ月から8カ月までの間に1回(7条検査)、その後に毎年1回(11条検査)、県の指定検査機関による検査を受けなければなりません。

検査の申し込みと実施機関

一般財団法人山形県理化学分析センター
(TEL 645-5306)

- 検査手数料と検査結果
  検査を実施したとき、7条検査は8,000円(20人槽以下)、11条検査は5,000円(20人槽以下)の手数料が必要です。
  なお、検査結果書は後日送付されます。

浄化槽の維持管理は専門業者に委託しましょう

浄化槽は、物理的な働き(沈殿や浮上)や、生物的な働き(微生物)によって汚水を処理します。使用方法を間違ったり、維持管理が悪いと悪臭が発生し、汚れた水などが流れたりして公害の発生源になりますので、必ず資格を持った専門の業者と維持管理契約をしてください。維持管理契約の料金は設置者の負担になります。

浄化槽設置のときは事前協議が必要です

住宅などを新築または増築して浄化槽を設置するとき、またはくみ取り便所を浄化槽に変更するときなど、浄化槽を設置する場合は事前協議が必要です。設計者や施工者、市役所などに相談してください。

合併処理浄化槽設置に対して補助金が交付される制度があります

補助対象地域内で合併処理浄化槽を設置する場合、要件により補助金が交付される制度がありますので、工事着工前にご相談ください。

- 補助対象地域
  下水道事業計画に定められた予定処理区域および農業集落排水処理区域を除く区域

▶その他、補助対象となる要件がありますので、お問い合わせください。

環境

問 環境課
TEL 641-1212(内線 679･682～685) FAX 624-9928

良好な環境のために

公害苦情処理

工場、事業所等から騒音・振動・水質汚濁・大気汚染・悪臭等の公害が発生し、当事者間で解決できない場合、苦情を受付、問題の解決を図っています。ご相談ください。

地下水採取の届出

動力を使用して地下水を採取する場合、揚水機吐出口の断面積が6㎠を超える井戸は、工事着手の30日前までに届出が必要です。

雨水浸透施設の設置

対象地域(奥羽本線より東側の馬見ヶ崎川扇状地の扇頂部から扇央部までの区域)内で、建築面積が30㎡以上の建物を新築・増改築する場合や、アスファルトなどの雨水が浸透しない材質で舗装する駐車場等で150㎡を超える場合は、雨水浸透施設の設置をお願いします。

太陽光発電・地中熱利用空調設備導入補助制度

市内の住宅や事業所に太陽光発電設備および蓄電池等を設置する場合、この制度を利用できます。補助要件、内容等、詳しくは、ご相談ください。

山形市ではポイ捨てを条例で禁止しています

美しいまちづくりを行うために平成9年10月から「山形市空き缶等散乱防止条例」を施行しています。条例では、公共の場での空き缶やたばこの吸い殻などのごみのポイ捨ての禁止、連れているペットのふんの放置の禁止等について規定しています。

また、たばこの吸い殻のポイ捨て防止や歩行者の安全を図るため、七日町、山形駅前等の中心商店街および市役所・文翔館前の歩道を「路上禁煙マナーストリート」として路上・歩行喫煙の自粛を呼び掛けています。美観の保全、喫煙マナーの向上にご協力をお願いします。

水道・下水道

問 上下水道部　TEL 645-1177 FAX 644-0924
所在地：南石関27

上下水道部ホームページ
（https://suidou.yamagata.yamagata.jp/）

水道の日ごろの管理について

問 上下水道部給排水センター（3番窓口）
TEL 645-1177（内線140～144） FAX 645-4478

宅地内の水道は所有者の財産です

ご家庭の給水装置には、止水栓、水道メーター、水抜栓、蛇口などが取り付けられています。給水装置に故障が起きた場合、修繕費用はご自身の負担となります。

簡単にできる漏水チェック

ご家庭内の蛇口を全て閉めて、水道メーターを確認してください。パイロット（丸くて銀色に光るもの）が回るようであれば、どこかで漏水しています。すぐに「指定工事業者」に連絡してください。

- 漏水と判断しかねる場合は、給排水センター（3番窓口）（内線 140～144）へご連絡ください。無料で給水装置の調査にお伺いします。
- ▶漏水した分の水量にも水道料金がかかります。時々点検するようにしましょう。
- 鉛製給水管布設替工事に対する助成制度を設けています。詳しくは、指定工事業者または水道管路維持課（内線 155・156）へお問い合わせください。
- ▶朝一番やしばらく水道を使っていなかったときの水は、長い時間給水管の中にとどまっていた水のため、バケツ1～2杯分を雑用水などの飲用水以外の水として使い、その後の水を飲むとおいしく飲めます。

「指定工事業者」（山形市指定給水装置工事事業者）
上下水道部ホームページから、指定工事業者の一覧をダウンロードできます。なお指定工事業者が分からない場合は、給排水センター（3番窓口）（内線 140～144）へお問い合わせください。

水道の『もしも』のときは

問 上下水道部給排水センター（3番窓口）　TEL 645-1177（内線140～144）

給水装置関係

水が止まらない　水が出ない　水の出が悪い

- 自宅だけ
  - アパート・貸家 → 大家さんか建物の管理者（不動産会社等）へ
  - 自宅・持家 → 指定工事業者へ ※上下水道部ホームページへ掲載
- 付近一帯 → 給排水センターへ 645-1177（内線140～144）

水質関係

水質に関する相談 → お客さまサービスセンターへ 645-1177（内線111～114）

〈 以下は広告スペースです 〉

快適な環境を創造する
山住設備株式会社
山形市上下水道工事指定店
24時間サポート致します
水廻り修理、メンテナンスは当社にお任せ下さい
給排水衛生設備設計施工
暖房、冷房、空調、設備設計施工
山形市中桜田3丁目9-18
023-622-1188
http://www.yamaju-setsubi.jp/

空気調和設備・給排水設備・衛生器具設備
機械器具設備・換気設備・上下水道施設
消火設備・ろ過設備
東洋設備工業株式会社
〒990-0854 山形市砂塚6-1
TEL 023-643-1650
FAX 023-643-1651
https://www.toyo-setsubi-kogyo.co.jp/

《大切な水廻り!優しいリフォーム◆冷暖房工事》
B·N SETSUBI 有限会社ビーエヌ設備
感謝!!管社です。

〒990-0861 山形市江俣4丁目19-11
TEL.023-684-7080
FAX.023-684-7165
http://bn-setsubi.jp

水が出ない・水の出が悪い…？

「指定工事業者」に連絡する前にちょっと確認してみてください

チェックポイント
▶メーターバルブが閉まっていませんか？
▶水抜き栓が閉まっているか半開きになっていませんか？

メーターバルブと水抜き栓はハンドルを回して「全開」にしてお使いください。

⬇

確認しても異常が直らない場合は、「指定工事業者」へ連絡してください。

水の備えを心掛けましょう

問 上下水道部総務課
TEL 645-1177（内線223） FAX 645-1922

災害により水道が使えなくなった場合は、拠点給水所（※）で水をお配りします。
あわせて、災害時も欠かせない「水」を確保するため、ご家庭でも水の備えを心掛けましょう。

飲み水を備蓄しましょう
生命維持に必要な水分補給量は、1人1日3ℓといわれています。災害発生直後の飲み水として家族分を備えましょう。

容器を準備しましょう
拠点給水所で水を受け取るための容器を用意しましょう。10ℓ程度の容量で持ち手があると持ち運びに便利です。

風呂水はため置きしましょう
トイレの流し水や洗い物など、飲用以外の雑用水として使えます。風呂上り後はすぐに流さないで、ためておきましょう。

※拠点給水所
震度5弱以上の地震が発生した場合、市内28カ所の公園や学校等に開設します。給水を受ける際は、容器をお持ちください。

開設場所
- 第二公園
- 薬師公園
- 霞城公民館
- 第九小
- 鈴川
- 千歳小
- 金井小
- 大郷小
- 明治小
- 出羽小
- 楯山小
- 高瀬小
- 山寺小・山寺中
- 東沢小
- 滝山小
- 桜田小
- 南沼原小
- 宮浦小
- 蔵王第二小
- 蔵王第三小・蔵王第二中
- 南山形小
- みはらしの丘小
- 本沢小
- 西山形小
- 大曽根小
- 第二中
- 第八中
- 商業高校

下水道を正しく使いましょう

問 上下水道部下水道建設課
TEL 645-1177（内線328・329）

下水道を正しく使わないと、家庭の器具や管の詰まりを引き起こすだけでなく、さまざまなトラブルの原因になります。一人一人が注意して下水道を使いましょう。また、山形市は汚水と雨水を別々に流す方式ですので、雨水は下水道には流せません。

ごみ・環境・上下水道
水道・下水道

〈 以下は広告スペースです 〉

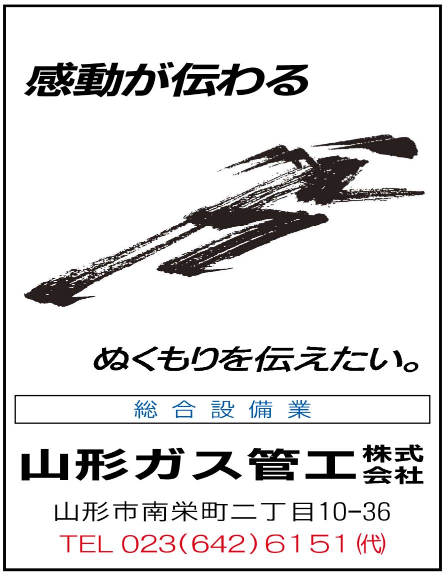

- 野菜くず、残飯などの生ごみや天ぷら油は流さないようにしてください。
- トイレには水に溶けない紙などを流さないでください。
- 灯油、ガソリン、シンナーなどの危険物は流さないでください。
- マンホールや汚水桝（ます）にごみや雪を捨てないでください。

下水道の『もしも』のときは…

問 **上下水道部給排水センター（3番窓口）**
TEL 645-1177（内線140～144）

排水が詰まった、排水口から悪臭が出る等のときは、汚水桝の中を確認し、その原因が公共汚水桝より下流（道路側）の場合は「上下水道部」へ、公共汚水桝より上流（宅地内側）の場合は「山形市指定下水道工事店」へ連絡してください。なお、指定下水道工事店で修理等を行った際の費用はご自身の負担になります（管理範囲については、107ページの図をご覧ください）。

※山形市指定下水道工事店一覧は、上下水道部ホームページをご覧ください。

水道料金・下水道使用料のお支払い

問 **上下水道部料金センター**
TEL 645-1177（内線121～124） FAX 645-1927

メーターの検針と料金請求は、2カ月ごとに行っています。

水道料金・下水道使用料は、上下水道部からお送りする納入通知書により上下水道部窓口、金融機関窓口、コンビニエンスストアでお支払いいただくか、口座振替やクレジットカードでお支払いください。また、クレジットカード払い以外はご希望により毎月の請求・お支払いにすることができます。

料金・使用料のお支払いは便利な口座振替で

口座振替への変更は、金融機関窓口で、通帳、通帳印、給水装置番号が書いてある検針のお知らせ票または納入通知書をご持参の上、お手続きください。

村木沢・大曽根地区などで最上川中部水道企業団の水道をお使いの方が水道料金について口座振替のお手続きをする場合は、あらかじめ料金センター（内線121・122）へご連絡ください。申込書を郵送します。

料金・使用料のクレジットカード払い

利用手続きは、ご自身でインターネットの「Yahoo!公金支払い」を利用しての申し込みとなります。利用や申し込みには一定の条件がありますので、詳しくは、上下水道部ホームページをご覧ください。

水道・下水道の諸手続きやご相談は…

問 **上下水道部各課** TEL 代表 645-1177

引っ越しなどに伴う使用中止・開始、使用者変更の手続き

①山形市の水道をお使いの場合
お客さまサービスセンターの窓口（2番窓口）または電話（内線 111～114）でお手続きください。1回の手続きで水道、下水道両方の変更をお受けします。なお、使用中止・開始は、上下水道部ホームページからも手続きができます。

②最上川中部水道企業団の水道をお使いの場合（村木沢・大曽根地区など）
下水道については、お客さまサービスセンターの窓口（内線 111～114）でお手続きください。
水道料金の請求・口座振替については、料金センター（内線 121・122）へお問い合わせください。
上記以外の水道に関することについては、最上川中部水道企業団（東村山郡中山町大字長崎4848番地）の窓口または電話（TEL 662-2163）で確認の上、お手続きください。

③井戸水・温泉水等、水道以外の水をお使いの場合
お客さまサービスセンターの窓口（内線 111～114）でお手続きください。

④建物を解体して更地になったなど、水道は使用しても下水道に流さなくなる場合
「下水道使用中止届」をお客さまサービスセンターの窓口（内線 111～114）へご提出ください。

ごみ・環境・上下水道
水道・下水道

〈 以下は広告スペースです 〉

空気と水で社会に奉仕する
総合設備工事設計施工
黒澤建設工業株式会社
代表取締役 黒 澤 友 晴
本社／山形市花楯二丁目9番21号
TEL／023-623-4222（代）
URL／http://www.kurosawa-kensetu.jp/

大切な資源 水 守って未来へ
空調、冷暖房、衛生、
給排水、ガス、工事設計施工
大栄設備工業
株式会社
代表取締役 白田 眞人
山形市城西町1丁目1番9号
TEL（023）644-3135
FAX（023）644-3133
E-mail:y-daieisetubi@nyc.odn.ne.jp

水まわり、おまかせ！
給排水工事 点 検
修理&リフォーム
水と生活をつなぐ企業
株式会社 山形鋼鉄設備工業
代表取締役 大沼 功
〒990-0831 山形市西田一丁目3番24号
TEL.（023）643-4242
FAX.（023）643-3234

給水装置の所有者名義変更の手続き

お客さまサービスセンターの窓口（2番窓口）（内線 111～114）でお手続きください。

給水装置の設備廃止の手続き

給排水相談申請の窓口（3番窓口）（内線 140～144）でお手続きください。

水道・下水道に関する各種相談

- 水道や井戸水等のメーター検針や使用水量に関すること
  料金センター（内線 125・126）
- 水道料金・下水道使用料のお支払いに関すること
  料金センター（内線 121～124）
- 給水装置の工事に関すること
  給排水センター（3番窓口）（内線 140～144）
- 排水設備の工事に関すること
  給排水センター（3番窓口）（内線 140～144）
- 敷地内の水漏れに関すること
  お客さまサービスセンター（2番窓口）（内線 111～114）
- 給水装置・排水設備の修繕に関すること
  給排水センター（3番窓口）（内線 140～144）
- 下水道の詰まりに関すること
  下水道建設課（内線 321・322）
- 道路上の水漏れに関すること
  水道管路維持課（内線 151～156）

下水道の点検・清掃を勧める訪問販売にご注意を！

問 山形市上下水道部給排水センター（3番窓口）
TEL 645-1177（内線140～144） FAX 645-4478

一人暮らしの世帯や日中一人になる世帯を訪問し、宅地内の排水設備（排水管や汚水桝等）の点検、清掃、修理を行って、高額な代金を請求するというトラブルの相談が寄せられています。

排水設備の点検や修繕を勧められても、すぐに契約せず、必要がなければ、きっぱりと断りましょう。

「おかしいな？」と感じたら、業者名と連絡先をお控えの上、下記へお問い合わせください。

- 排水設備工事に関すること
  給排水センター（3番窓口）（内線 140～144）
- 契約に関すること
  消費生活センター　TEL 647-2201

一日も早く下水道に接続を！

問 上下水道部下水道建設課
TEL 645-1177（内線328・329）

下水道が整備されると法的に利用が義務付けられます

下水道が整備されると、台所・浴室・洗面所・浄化槽などの汚水は、速やかに下水道に流すように下水道法で定められており、山形市では条例でその期限を1年としています。また、くみ取りトイレは3年以内に水洗トイレへの改造が必要です。

家庭および事業所などからの排水を下水道に流すには、排水設備（下図参照）が必要です。

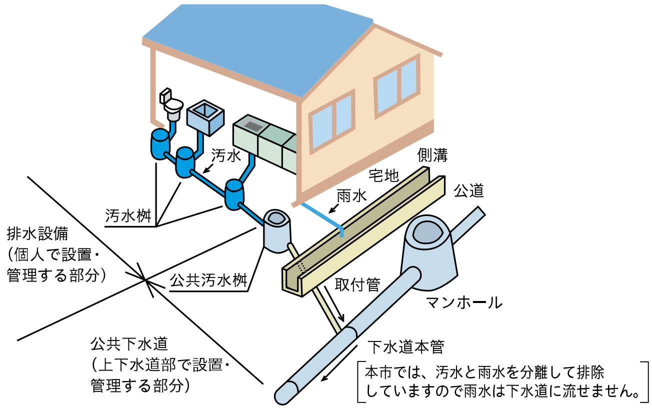

▶排水設備の工事は、指定下水道工事店でなければ行えません。

▶工事の申し込みは、指定下水道工事店に直接申し込んでください。あとの手続きは、指定下水道工事店が代わって行います。

ごみ・環境・上下水道
水道・下水道

〈 以下は広告スペースです 〉

郷土発展に
信用と技術で貢献致します。

総合建設業
桜井工業株式会社
代表取締役　櫻井 喜代美
〒990-2173
山形市大字渋江3586-2
TEL023-684-8834
FAX023-684-8847

空調・冷暖房設備、上下水道、
衛生、消火設備の設計施工
優良給水装置工事事業者、優良指定下水道工事店
三洋設備工業株式会社
山形市下条町2-1-5
TEL023-647-7711
FAX023-647-7722

総合建設業
株式会社 日下部工務所（くさかべ）
山形市大字志戸田862-1
TEL023-644-6121
FAX023-644-8329

▶工事の期間は、くみ取りか浄化槽かによって、また、工事の条件によっても異なりますが、普通、1週間～10日程度です（合併浄化槽の場合は、1日で終わる場合もあります）。なお、工事中、トイレの使えない日（2～3日程度）がありますが、指定工事店が仮設トイレ（有料）を準備します。
▶指定下水道工事店一覧は、上下水道部ホームページをご覧ください。

融資のあっせん制度をご利用ください

問 上下水道部業務課（5番窓口）
TEL 645-1177（内線107） FAX 645-4478

個人で行う接続工事に要する資金について、金融機関から融資を受ける場合に上下水道部がその利子を補給する制度を設けています。
なお、市税や受益者負担金等を滞納している方は、融資あっせんを受けることができません。

- 限度額　150万円（工事費が限度額に満たない場合、申し込み額か精算額のいずれか低い額）
- 利子補給　利子の全額を上下水道部で補給
- 償還方法　84カ月以内の元金均等月賦償還（融資の翌月から）

下水道受益者負担金制度

問 上下水道部業務課（5番窓口）
TEL 645-1177（内線107） FAX 645-4478

下水道が整備されると、周辺環境が良くなり、土地の利用価値が増大します。そこで、下水道が整備されることによって利益を受けられる方（受益者）に建設費の一部を負担していただくものです。

- 負担金額　負担金単価（主に460円/㎡）に土地面積を乗じた額
- 賦課期間　下水道工事完了の翌年度から
- 納付方法　3年に分割し、さらに1年を3回（7月・10月・翌年1月）の納期に分けて納付

農業集落排水事業

問 農村整備課
TEL 641-1212（内線442） FAX 624-8426

農業集落排水事業によって整備された地区（宝沢、中里、藤沢、上野、双葉、漆房、山田、東山）については、お問い合わせください。

〈以下は広告スペースです〉

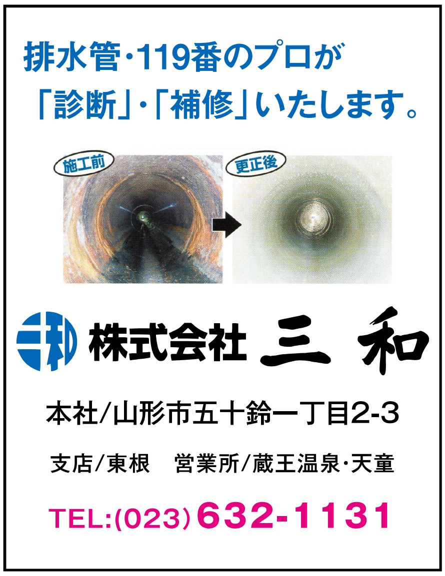

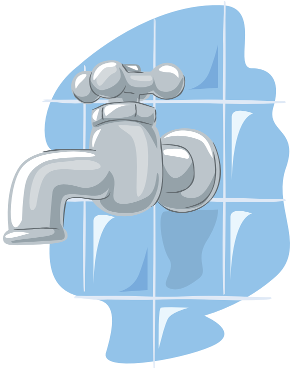

ごみ・環境・上下水道
水道・下水道

住まい・土地・交通

住まい・土地・交通

土地取引には届出が必要です

問 企画調整課
TEL 641-1212（内線220） FAX 623-0703

土地売買等の契約をしたら

一定面積以上の土地について、売買等の契約をした場合には、当事者のうち権利取得者（売買の場合であれば買主）は、土地の利用目的・取引価格等を書いた届出書に必要書類を添付して、契約締結後2週間以内に届出てください。利用目的について審査を行い、利用目的が土地利用に関する計画に適合しない場合、届出の日から起算して原則3週間以内に利用目的の変更を勧告し、その是正を求めることがあります。また、土地の利用目的について、必要な助言をすることがあります。

届出の必要な面積

①市街化区域　2,000㎡以上
②市街化調整区域　5,000㎡以上
③都市計画区域外　10,000㎡以上

売買等の契約に該当するもの

売買、共有物持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、交換、予約完結権・買戻権の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡

地価公示価格・地価調査価格について

地価公示・地価調査とは、各地域で標準的な使われ方をしている土地を選んで、その適正な土地価格を公表するもので、土地を売買する際の目安となります。閲覧を希望する方は企画調整課へお越しください。

また、地価公示の結果は、国土交通省ホームページ、地価調査は山形県ホームページでご覧になれます。

建物を新築・増築するとき

問 建築指導課
TEL 641-1212（内線475・477）
まちづくり政策課
TEL 641-1212（内線518・519） FAX 624-8407

- 建築物の新築、または10㎡を超えて（防火地域・準防火地域の場合は面積に関係なく）増築をする場合は、法により建築確認申請書の提出が必要です。
（建築指導課　内線 475・477）
- 都市計画決定されている都市施設（都市計画道路など）内で建築物の新築等を行う場合は、あらかじめ許可を得る必要があります。また、土地の一部が都市施設内である場合は抵触確認をご提出ください。
（まちづくり政策課　内線 518・519）
- 山形市立地適正化計画に定める誘導区域外で、特定の建築等行為を行う場合は、行為に着手する30日前までに市への届出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。
（まちづくり政策課　内線 518・519）

〈 以下は広告スペースです 〉

■一般家屋・商業施設・各種解体工事　■産業廃棄物処理業・収集・運搬業
■アスベスト除去工事　■ダイオキシン対策工事　■建築工事請負
■土木工事請負　■骨材販売・盛土造成工事請負

たしかな技術に未来が映える
I.I CO.,LTD
井上工業株式会社
〒990-2482 山形市久保田2-1-47
TEL:023-645-8877
FAX:023-645-8395

関連ページへ

開発行為をするとき

問 **まちづくり政策課**
TEL 641-1212（内線520・521） FAX 624-8407

▶下記の開発行為を行おうとする方は、あらかじめ許可を得る必要があります。

（許可を要する面積）

①市街化区域	1,000㎡以上
②市街化調整区域	面積にかかわらず全て
③都市計画区域外	10,000㎡以上

※開発行為とは

主に建築物を建築する目的で行う土地の区画形質の変更をいい、造成工事等を行い建築（宅地分譲）する場合や、農地等を宅地に転用して建築する場合等が該当します。

▶山形市立地適正化計画に定める誘導区域外で、特定の開発行為を行う場合は、行為に着手する30日前までに市への届出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

（まちづくり政策課　内線 518・519）

建築物の解体等をするとき

問 **建築指導課**　TEL 641-1212（内線475・477）

下表の規模以上の工事を行う場合は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画などの届出書を提出する必要があります。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延床面積　80㎡以上
建築物の新築・増築	延床面積　500㎡以上
建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）	工事金額（税込）1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	工事金額（税込）500万円以上

〈以下は広告スペースです〉

中川建築設計事務所
注文住宅・リフォーム・各種建築
〒990-0831 山形市西田1-1-30
TEL 023-645-5503
nakagawa-arch.com

KOKEN KOGYO
総合建築板金業
コーケン工業株式会社
代表取締役　佐々木　功一
山形市大字中野432
TEL/FAX 023-681-8007

暮らしの中に夢がある　山形の木　家づくり工房
有限会社 美＊中川工務店
BI NAKAGAWA PROFESSIONAL CARPENTERS
代表取締役　中川　清美
〒990-0003
山形市早乙女8-10
TEL 023-642-3691
FAX 023-642-3670
無料相談会のご予約等詳しくはホームページをご覧ください。

伝心の家
～心が伝わる職人の家造り～

株式会社 沼澤工務店
山形支店　山形市元木2丁目10-63
TEL023-629-7562
本　社　新庄市十日町6397-17
TEL0233-22-8017

木造住宅の耐震診断・耐震改修補助

問 建築指導課　TEL 641-1212（内線478・479）

市民の皆さんの地震対策を支援するために、耐震診断・耐震改修に補助金を交付します。

対象となる建築物

平成12年5月31日以前に建築された、木造在来工法の2階建て以下の戸建て持ち家住宅

- 山形市木造住宅耐震診断事業
  木造住宅の耐震診断を行う場合、補助制度があります。詳しくは、お問い合わせください。
- 山形市木造住宅耐震改修補助事業
  山形市木造住宅耐震診断事業の診断結果、基準に満たない住宅の耐震改修工事を行う場合、補助制度があります。また、高齢者住宅に限り、補助金に加算を行います。詳しくは、お問い合わせください。

「長期優良住宅」の認定

問 建築指導課　TEL 641-1212（内線478・479）

住宅を新築または増改築する場合、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた「長期優良住宅」について、その計画の認定を受けることができます。

「長期優良住宅」（新築・増改築）の建築および維持保全に関する計画の認定を受けた住宅は、税制上の特例措置や地震保険料の割引等が受けられます。

※「長期優良住宅」は、工事を行う前に所定の認定基準に適合させる必要がありますので、あらかじめご相談ください。

〈 以下は広告スペースです 〉

人にやさしい住まい
地球にやさしい住まい
注文住宅
リフォーム工事
太陽光発電
暖炉設置工事
解体工事
義建設㈱
山形市南栄町3丁目7-20
TEL.023-673-9327
FAX.023-673-9328

〈 以下は広告スペースです 〉

新築・リフォーム・断熱改修・性能向上リノベーション
ABIKO Build&Renovation
有限会社安孫子建設 代表取締役 安孫子正樹
山形市大野目1丁目11-8 TEL023-624-1042

関連ページへ

「低炭素建築物」の認定

問 建築指導課　TEL 641-1212(内線478・479)

市街化区域内において、建築物の新築等または建築物への空気調和設備等の改修を行う場合、一次エネルギーの消費量が一定量以上減らされていることなど、低炭素化の措置が講じられた「低炭素建築物」について、その計画の認定を受けることができます。

「低炭素建築物」の認定を受けた建築物が住宅または住戸の場合、税制上の優遇措置が受けられます。

※「低炭素建築物」は、工事を行う前に所定の認定基準に適合させる必要がありますので、あらかじめご相談ください。

市営住宅への入居

問 山形市市営住宅管理センター　TEL 673-0300

市営住宅は、住宅に困っている方が健康で文化的な生活ができるよう、国と市の経費で建設し、安い家賃で賃貸している住宅です。法律や条例に基づいて管理運営されており、住宅の家賃は入居者の収入などによって決定されます。

入居申し込みの資格

次の条件を満たす方

(1)持ち家がなく、住宅に困っている方

(2)同居する家族(親族)がある方

※家族を不自然に分割した申し込みはできません。

※結婚予定の方は結婚3カ月前から婚約者を同居者として申し込みできます。

(3)収入(月額)が、条例の基準を超えていない方

入居申込者の収入(月額)の算出方法

世帯の状況により控除金額などが異なりますので、事前にお問い合わせください。

サービス付き高齢者向け住宅の登録等

問 管理住宅課　TEL 641-1212(内線471)

山形市に所在するサービス付き高齢者向け住宅に関する登録等の事務手続き等を行います。

- サービス付き高齢者向け住宅事業の登録、変更登録
- 登録事務規定の変更の命令
- 登録事業者等に対する報告、検査等
- 指定登録機関に関する監督命令

市有地の売却

問 管財課
TEL 641-1212(内線277・278)　FAX 624-8895

利用計画のない市有地は、原則として一般競争入札による処分を行っています。

実施する場合は、事前に、広報やまがたや山形市公式ホームページなどでお知らせします。

一般競争入札による処分に適さない場合は、随意契約や公募抽選等で処分する場合もあります。

コミュニティバス・地域交流バス

問 企画調整課
TEL 641-1212(内線223)　FAX 623-0703

路線バスが廃止された地域等の交通手段を確保するため、コミュニティバス高瀬線と地域交流バス南部線を運行しています。

また、市街地でも東部・西部地域と中心市街地を結ぶコミュニティバス東部・西部循環線(ベニちゃんバス〈東くるりん・西くるりん〉)を運行しています。

運賃

- 高瀬線・南部線
  大人(中学生以上)300円、小学生150円
  ただし、一定区間内の乗り降りの場合　大人(中学生以上)200円、小学生100円
- 東部・西部循環線
  大人(中学生以上)200円、小学生100円
  ただし、一定区間内の乗り降りの場合　大人(中学生以上)100円、小学生50円

※いずれも、未就学児は無料。障がい者、車いす利用者等は上記の半額。

運行日

路線名(運行地域)	運行日
コミュニティバス高瀬線(高瀬・楯山地区〜中心市街地)	月曜日〜金曜日 ※祝日(振替休日含む)、年末年始(12月29日〜1月3日)は運休
地域交流バス南部線(村木沢・本沢・南山形地区〜中心市街地)	火曜日 ※祝日(振替休日含む)、年末年始(12月29日〜1月3日)は運休
コミュニティバス東部・西部循環線(ベニちゃんバス〈東くるりん・西くるりん〉)(市街地東部・西部地域〜中心市街地)	毎日運行 ※元日を除く

産業

勤労者のために

勤労者のための助成制度

問 雇用創出課
TEL 641-1212（内線415） FAX 616-3535

勤労者生活安定資金融資あっせん制度

勤労者の生活安定を図るため、労働組合のない会社などに勤務している労働者の生活で一時的に必要な生活資金を融資します。上限額、返済期間等は資金使途によって異なりますので、下記お問い合わせ先へご相談ください。

利用申し込み・お問い合わせ

東北労働金庫山形支店　TEL 631-0511

（一社）山形勤労者福祉サービスセンター

問 TEL 647-7122 FAX 647-7133
所在地：長苗代61

中小企業勤労者の福利厚生の充実と、中小企業の振興発展を図るため、各種事業を行っています。

主な事業内容

- 共済給付事業
  祝金、見舞金、弔慰金等の給付
- 余暇活動事業
  各種レクリエーション事業、保養施設利用補助、あっせんチケット購入補助等
- 自己啓発事業
  各種教室・講座の開催
- 健康維持増進事業
  人間ドック補助、プール・スケート場利用補助、スキーリフト券補助

加入対象

- 山形市内の中小企業に勤務する従業員およびその事業主
- 山形市内に居住し、市外の中小企業に勤務する方

入会金および会費

入会金200円、会費（一人当たり）月500円（または600円）
詳しくは、お問い合わせください。

農業・林業者のために

貸付制度

問 農政課
TEL 641-1212（内線429） FAX 641-1865

農業後継者および認定農業者育成支援事業貸付制度

おおむね20歳から40歳までの農業後継者および認定農業者が営農に必要な施設の設置や農機具・家畜の導入、種苗、生産用資材購入等に要する資金に対し、低利で融資しています。最寄りの農協へご相談ください。

農業近代化資金制度

農業者の資本装備の高度化、農業経営の近代化を図るための資金を低利で融資する制度です。最寄りの農協・銀行等へご相談ください。

農業経営基盤強化資金制度

農業経営改善計画の達成に必要な資金を低利で融資する制度です。日本政策金融公庫または最寄りの農協・銀行等へご相談ください。

市民農園

問 農政課
TEL 641-1212（内線431） FAX 641-1865

農協と協力して、市民の健全な余暇利用の推進および消費と生産に対する理解の増進を図るため、農家の方が開設した農園を山形市市民農園として登録しています。市民農園を開設する場合や利用を希望する場合は、最寄りの農協へご相談ください。

農振除外手続き・農用地証明

問 農政課
TEL 641-1212（内線429・437） FAX 641-1865

農振除外手続き

農用地区域内の土地を転用する場合は所定の手続きを行う必要がありますので、農政課へご相談ください。

関連ページへ

農用地証明の交付

農地の所有権を移動したときなど、所有の農地が農用地区域内であるか農用地区域外であるかの証明書を交付します。

手数料 1通300円

伐採の届出・森林の土地の所有者届出・入林許可証

問 森林整備課
TEL 641-1212(内線448) FAX 624-8426

森林の立木を伐採するときは、伐採および伐採後の造林の届出が必要です

届出が必要な方

立木を伐採する方および森林所有者

届出期間

伐採を行う日の90日前から30日前まで

森林の土地の所有者となった方は届出が必要です

届出が必要な方

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方（面積不問。国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方を除く）

提出期限

森林の土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村へ届出をしてください。

入林許可証

国有林野（山寺、高瀬、東沢、滝山、蔵王）内での山菜等の採取には、入林許可証が必要です（国有林と隣接する地区の方々には共用者証を発行します）。

有効期間 1年間（入林許可証に記載された期間）

発行手数料 500円（1区域ごと）

農地の権利移動

問 農業委員会事務局
TEL 641-1212(内線775・776) FAX 624-8902

農地の権利を移動するとき

農地を売買、贈与、貸借、転用等するときは、農地法の許可が必要です。申請の受付は、毎月20日から25日までの間です。なお、市街化区域内の農地を転用する場合は、あらかじめ届出が必要です。届出は、随時受付けます。

商工業者のために

中小企業振興育成制度

中小企業の振興を図るため、施設基盤等の整備事業や経営活性化の事業を行う場合、次のような助成制度があります。

1. 商業環境整備に対する助成
2. 商店街振興に対する助成
3. 中心市街地区域内での空き店舗の活用に対する助成
4. 伝統的工芸産業の振興に対する助成

問 山形ブランド推進課
TEL 641-1212(内線412・422)

5. 人材養成に対する助成
6. 組織活動に対する助成
7. 新製品・新技術開発に対する助成
8. 販路拡大に対する助成

問 雇用創出課
TEL 641-1212(内線416・418) FAX 616-3535

資金の融資あっせんのご案内

問 雇用創出課
TEL 641-1212(内線416) FAX 616-3535

中小企業者の経営基盤の安定と強化および魅力ある企業としての環境改善等を図るため、産業振興資金をはじめとする各種資金を低利で融資します。

申し込み 山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、山形信用金庫、商工中金

創業支援

問 雇用創出課
TEL 641-1212(内線416) FAX 616-3535

山形市では、平成26年6月20日に創業支援事業計画を作成し創業支援機関と連携して、市内で創業の準備をしている方、創業を検討している方の支援を行っています。創業をお考えの方はお気軽にご相談ください。

安全・安心

倒れている人を見つけたら

問 消防本部 救急救命課　TEL 634-1193

反応を確認
呼び掛ける

- ある → 状況に応じて119番通報
- ない ↓

助けを呼ぶ
119番通報とAEDを要請

↓

呼吸を確認
10秒間

- ある → 可能なら倒れている人に付き添い救急車を待つ
- ない ↓

胸骨圧迫を実施
（心臓マッサージ）

→ **人工呼吸をする場合**
胸骨圧迫30回と
人工呼吸2回を繰り返す

判断のポイント
・反応の確認
呼び掛けや肩をたたいて確認する。

・呼吸の確認
胸や腹の動きがない、または判断ができない場合は「ない」と判断する。

※人工呼吸をしない場合は胸骨圧迫のみ実施する。
また、子どもの心停止は、窒息や溺水など呼吸障害を原因とすることが多く、人工呼吸の必要性が比較的高いため、行う意思があれば実施する。

AEDが到着したら
電源を入れ
電極パットを貼り付け
音声に従い操作する

新型コロナウイルス感染症への注意点
知らない人の場合は、感染の疑いがあるものとして対応する。
・口や鼻にマスクやハンカチ等をかぶせて対応する。
・人工呼吸は行わず、胸骨圧迫のみ実施する。

胸骨圧迫（心臓マッサージ）のポイント
・**強く**　手の付け根を胸の真ん中において５ｃｍ沈み込むまで
・**速く**　１分間に１００～１２０回の速さで
・**絶え間なく**　救急隊と交代するまで、または嫌がるなどの体動があるまで
※子どもの場合の圧迫の強さは、胸の厚さの３分の１を目安に

AEDによる処置は、一般の方も実施可能です！

山形市消防本部では応急手当講習会（心肺蘇生法等）を定期的に開催しています。
また、団体の希望開催も可能ですのでお問い合わせください。

火災や災害を発見したら　119番

問 消防本部 通信指令課　TEL 634-1198

「火事ですか、救急車の要請ですか」の問いに「火事です」と告げ、慌てずに通信指令員の質問に答えてください。災害の場合はどのような状況なのかをはっきりと伝えてください。

質問する内容は、火事・災害の住所・場所（目標となる建物等の名称）、何が燃えているか（建物の場合何階が燃えているか）、逃げ遅れやケガ人の情報等です。消防車が向かう住所や場所が確認できた時点で消防隊は出動の準備に入りますので、住所等を告げた後も通信指令員の質問に落ち着いて答えてください。

救急車が必要なときは　119番

問 消防本部 通信指令課　TEL 634-1198

「火事ですか、救急車の要請ですか」の問いに「救急車の要請です」と告げ、慌てずに通信指令員の質問に答えてください。

質問の内容は、救急車が向かう住所・場所（目標となる建物等の名称）、病気なのかケガなのか、具合の悪い方とお話しすることができるかどうか、症状などです。救急車が向かう住所や場所が確認できた時点で救急隊は出動の準備に入りますので、住所を告げた後も通信指令員の質問に落ち着いて答えてください。

症状やケガの状態により、必要となる応急手当の方法を通信指令員が指導しますので、ご協力をお願いします。

救急車を呼んだのに消防車が来ることについて

傷病者が心肺停止に陥っており、救急隊よりも消防隊の方が早く現場に到着できるような状況などでは、救急隊の活動を支援する目的で近くの消防隊を出動させる場合があります。

救急車のサイレンについて

119番通報時に、「サイレンを鳴らさないで来てください」との要望がありますが、救急車は傷病者を安全、迅速に医療機関へ搬送することを目的とした緊急自動車であり、緊急走行時はサイレンを吹鳴するよう道路交通法等で定められています。ご理解をお願いします。

聴覚・発語に障がい等がある方

問 消防本部 通信指令課　TEL 634-1198

ファクス119

所定のファクス用紙に火災や救急の別、緊急自動車が向かう住所や場所、燃えているものや、傷病者の症状等を記載し、ファクス番号「119」で送信することで、緊急通報ができます。

「119番ファクス用紙」は山形市公式ホームページの「いざというときに」内の「ファクスからの119番通報について」からダウンロードしてご利用ください。

NET119

消防車や救急車を要請する場合にのみ、携帯電話等のアプリ機能を利用して緊急通報することができます。利用には事前登録が必要ですので詳しくは、お問い合わせください。

24時間健康・医療相談サービス

問 消防本部 通信指令課　TEL 634-1198

消防車出動状況と休日・夜間の当番医の案内

問 消防本部 通信指令課　TEL 634-1198

	消防車出動状況	休日・夜間の当番医
電話	TEL 642-5050 音声テープで案内します。	TEL 634-1198 消防本部通信指令課の職員が対応します。
インターネット	災害等情報配信サービス登録者に配信します。 ※下記説明参照	山形市公式ホームページの「医療機関の情報」で案内します。

災害等情報配信サービス

各種情報を電子メールで配信するサービスです。

事前に登録しておくと、消防車が出動したときに、災害種類（火災・事故等）と、おおよその出動場所の情報が配信されます。

※深夜の出動時にも配信されますので、登録時はご注意ください。

市民防災センター

問 TEL 643-1191 FAX 643-1193
所在地：西崎9番地1

概要

地震や火災などの災害予防について、体験を通して学び、防災・減災に役立てる体験コーナーや学習施設のほか、自主防災組織の支援を行う相談室があります。

主な施設

体験コーナー（消防士なりきり・地震・消火・煙・応急手当・119番通報）・防災学習室・相談室

利用時間・使用料 ●午前9時30分～午後4時 ●無料

休館日 月曜日（月曜日と祝日が重なった場合はその翌日）、年末年始

利用方法

団体（10人以上）の場合は利用の1年前から予約ができます。個人の場合は、予約なしで利用できます。利用の際には、「利用申込書」を記入してください。
※体験コーナー利用の際には職員がご案内します。

火災予防

問 消防本部 予防課 TEL 634-1195

一人暮らしの高齢者世帯の防火診断

一人暮らしの高齢者世帯（75歳以上）からの火災を未然に防止するため、防火指導員が訪問し、コンロやストーブなど、火を取り扱う場所を見せていただき、火災予防の指導を行っています。

住宅用火災警報器の設置等

住宅火災からの逃げ遅れによる死傷者をなくすために、住宅用火災警報器を設置・点検しましょう。

- 設置が義務化されている場所
  寝室・寝室のある階の階段上部
  台所など火を使う部屋も設置に努めましょう。

住宅用消火器の設置

消火器は初期消火に非常に有効です。
軽量で扱いやすい住宅用消火器を設置しましょう。

消火器の処分

耐用年数を経過したものや、容器がさびたり腐食している消火器は、使用時に破裂する等の事故が全国的に発生しているため、消火器のリサイクルを行っています。

廃棄しようとする消火器は、絶対に分解したり薬剤を放出したりしないで、お近くのリサイクルシステム取り扱い窓口へお問い合わせください。

火災による「り災証明書」の交付

火災に遭ったとき、税の軽減等の請求などに「り災証明書」が必要な場合があります。証明書は、予防課窓口で申請書をご記入ください。即日交付します。証明手数料は1部300円です。

交通安全・防犯・暴力団排除

問 市民課 TEL 641-1212（内線 387・388） FAX 624-8411

交通安全教室への派遣

幼児や小・中学生および高齢者を対象にした交通安全教室に、交通安全専門指導員を派遣します。講話や実地訓練、映像を使用するなど希望の内容で交通安全の指導に当たります。園や学校、町内会や老人クラブなどでお申し込みください。

かもしかクラブ

問 市民課内 山形市かもしかクラブ連合会事務局

かもしかクラブは、子どもが正しい交通ルールを身に付けた社会人に成長するよう、3歳から5歳までの未就学児とその保護者を対象に、交通安全教育を推進するクラブです。
かもしかクラブで一緒に交通ルールを学びましょう。

交通遺児激励金等の支給

交通事故により父母等を失った場合や、父母等が生計を維持できない程度の心身障がい者になった場合、その交通遺児を対象に激励金等を支給しています。

山形県交通安全母の会連合事業

内容 激励見舞金、勉学等奨励金ほか

対象 0歳～18歳（18歳に達した日の属する年度の末日まで）

申請に必要な書類

申請書、交通事故証明書、住民票の写し（世帯全員）

防犯パトロールの実施

子どもを狙った犯罪を抑止するため、交通安全指導車等（かもしか号）4台に青色回転灯を装着し、主に小学校の下校時に合わせて、通学路の防犯パトロールを実施しています。

山形市暴力団排除条例

暴力団または暴力団員等の不当な活動の排除に関して、市・市民および事業者の責務を明らかにし、市の講ずべき措置を定めて、市民の安全で平穏な生活の確保等を目的に平成24年4月に施行されました。

市民活動

広報・広聴

市政のお知らせ

問 広報課　TEL 641-1212（内線229・244）FAX 641-2535

広報やまがた

広報やまがたは、毎月2回、1日と15日に発行し、自治組織で決めた配布者等を通じて各世帯に配布しています。市のさまざまな施策や事業を特集で分かりやすく紹介するとともに、市民生活に役立つ各種お知らせやイベントなどを掲載しています。

また、視覚障がい者の方には点字広報を発行。点字を読めない方へはCDに録音した声の広報や音声コード版でお知らせしています。

テレビ・ラジオ広報

- やまがた市政の目（YBC）
  毎月第2土曜日　午前9時40分～（15分間）
- やまがた東西南北（YBC）
  毎週水・金曜日　午前11時25分～（90秒）
- やまがたCity情報（YTS）
  毎月第3金曜日　午後7時54分～（3分間）
- マイタウンやまがた（TUY）
  毎月第1・第3日曜日　午前11時40分～（1分間）
- 山形市情報ウェーブ（SAY）
  毎月第2・第4木曜日　午後8時54分～（1分間）
- やまがたタウン情報（ダイバーシティメディア）
  毎日　午前8時25分～（5分間）
- 山形シティナビゲーション
  （エフエム山形・FM80.4MHz）
  毎週月～金曜日　午前8時30分～（3分間）
- ハロー山形声の広報（ラジオモンスター・FM76.2MHz）
  毎週月～金曜日
  午前8時～（10分間）、午前9時50分～（5分間）
  午後1時30分～（10分間、市職員の生出演など）
  午後5時45分～（5分間）
- 村山地域耳寄り情報（ラジオモンスター・FM76.2MHz）
  毎週月～金曜日
  午前7時30分～（10分間）、午後6時30分～（10分間）
  毎週日曜日　午前9時～（10分間）

山形市公式ホームページ

山形市からのお知らせ、イベント情報、観光情報など、多彩な情報を発信しています。

山形市LINE公式アカウント

さまざまな暮らしの情報や新型コロナウイルス感染症に関する情報など、市からのお知らせをタイムリーにお届けしています。スマートフォンなどで「友だち」になると、トーク画面でごみの分別検索や道路などの損傷の通報ができます。また、緊急時には災害情報などを発信します。右の二次元コードから、ぜひ、友だち登録をお願いします。

山形市公式フェイスブックページ

山形市からのお知らせ、イベント情報、観光情報などを随時発信しています。

メールマガジン

市民の皆さんの生活と密接に関連する、防災や安全・安心に関する情報などを配信しています。登録は、山形市公式ホームページまたは右の二次元コードから行ってください。

- 防災情報（災害情報、防災情報、避難情報等）
- 子ども安全情報（不審者情報等）
- 山形市消防本部災害情報メール配信サービス（消防車出動情報）
- 消費生活メールマガジン（悪質商法の注意喚起情報、消費者事故情報、消費生活イベント等）
- ふるさとだより（イベント情報、山形新聞掲載の山形市関連記事）
- クマ出没情報メールマガジン（市内のクマ出没情報）
- ひとり親家庭への情報メールマガジン（公的支援制度の案内等）

ご存じですか？町内会・自治会の役割

問 広報課
TEL 641-1212（内線230・231）FAX 641-2535

町内会・自治会は、「住民により自主的に組織された住民のための自治組織」です。一定の区域内に住んでいる人たちが、お互いを理解し、協力しながら快適で住みよい地域社会を実現するため、環境の整備や住民福祉の向上など、さまざまな地域課題に取り組む活動をしています。

現在、山形市内には、500を超える町内会・自治会等がそれぞれの地域の特性を生かしたまちづくり活動を展開しています。

主な活動事例

- 親睦活動（夏祭りや盆踊りなど）
- 安全対策活動（防犯、防火、防災、交通安全活動など）
- 地域福祉活動（青少年健全育成、敬老会など）
- 環境美化活動（清掃、ごみ集積所の管理、花壇作りなど）
- 防犯活動（公衆街路灯の管理など）
- 広報活動（回覧板での広報、会報の発行など）
- 集会施設の維持管理

※加入についてのお問い合わせは、お住まいの地区の町内会・自治会へ。町内会・自治会が分からない場合は広報課へお問い合わせください。

自治活動への支援

町内会等の自治活動を支援するため、市は、地域集会所建設などに対する補助、公衆街路灯の管理に対する補助、一斉除・排雪作業に対する報償金の支給などの支援を行っています。

市民の声を市政に

問 広報課　TEL 641-1212（内線230・231） FAX 641-2535

自治推進委員制度

地域内の自治活動の推進、広報・広聴活動を実施してもらうために、各町内会・自治会等の長に自治推進委員を委嘱し、市民と市政のパイプ役を果たしていただいています。

市政懇談会

市と地区自治推進委員等が協力して、市長を囲む市政懇談会を開催しています。地域の課題から市政全般について話し合い、まちづくりへのご意見を市政に反映していきます。

パブリック・コメント制度

市の計画等に市民の皆さんの意見をお聞きし、反映させる制度です。

みんなの意見・提言コーナー

山形市公式ホームページに「みんなの意見・提言」コーナーを設け、市政全般に係る意見・提言をいただき、市が回答しています。回答はホームページ上で公開しています。

施設見学会

市の施設が果たしている役割を理解し、市政に対する理解を深めていただくため、5月から11月まで毎週火曜日～金曜日に、団体を対象にバスで市の施設の見学会を行っています。また、7月と10月には個人で参加できる施設見学会も行っていて、広報やまがたでお知らせしています。

市民活動支援

管理職による出前講座～出前の達人～

問 企画調整課　TEL 641-1212（内線222） FAX 623-0703

市役所管理職が地域に足を運び、市の施策などについて市民の皆さんと意見交換を行う出前講座を実施しています。希望に応じて、直接情報を提供するとともに、市民ニーズを把握し、市民の皆さんと行政が連携して地域の発展を図ります。

山形市コミュニティファンド

問 企画調整課　TEL 641-1212（内線222） FAX 623-0703

行政が皆さんからの善意の寄付の受け皿となり、市民活動へ補助する仕組みです。いただいた寄付は、市民活動団体が行う公益活動に対する補助を通じて、さまざまな地域貢献に活用されます。

- 寄付の受け入れ

分野希望寄付、団体希望寄付は5,000円から、一般寄付は1,000円からお受けしています。寄付をする場合には、各種税制控除が適用されます。

寄付の種類	概要
分野希望寄付	「山形市発展計画2025」の内容に則した分野の中から寄付者が選んだ分野に、寄付金を積み立てします。10万円以上寄付する場合、希望により自ら愛称を設定した個別ファンドを設けることができます。また、山形市で設置している「やまがたde愛ファンド」にも積み立てることができます。
団体希望寄付	寄付者が希望した市民活動団体（登録団体に限る）ごとに積み立てします。
一般寄付	特定の分野や団体の希望がない寄付は一般寄付として積み立てし、公開プレゼンテーション補助の原資として活用します。

- 補助

寄付を原資に、3種類の補助により市民活動を支援しています。

補助の種類	概要
分野補助	各分野の目的に合致する公益事業を支援します。
団体補助	山形市コミュニティファンドに登録された市民活動団体の活動を支援します。
公開プレゼンテーション補助	市民活動団体が地域課題解決に向けて、新たに取り組む公益事業を支援します。

※詳しくは、山形市コミュニティファンド公式ホームページ（https://www.yamagata-cf.jp）をご覧ください。

市民活動支援センター

問 TEL 647-2260 FAX 647-2261

所在地：城南町1-1-1（霞城セントラル22・23階）

概　要　市民活動に関する講座や情報発信、NPO法人・市民活動・ボランティアに関する相談や支援等を行います。

関連ページへ

主な施設　ミーティングコーナー、印刷・作業コーナー、ロッカー、メールボックス、図書・資料コーナー、高度情報会議室（100人）、会議室A（15人）、会議室B（20人）

主な事業　市民活動・ボランティアに関する各種相談や情報発信、各種講座の開催

利用時間　午前9時30分～午後10時

休館日　月曜日、祝日（月曜日と祝日が重なった場合はその翌日も）、年末年始

利用方法　印刷・作業コーナー、ロッカー、メールボックスを利用する場合は、利用登録団体としての登録が必要

消費生活

消費生活センター

問 TEL 647-2201 FAX 647-2202

所在地：城南町1-1-1（霞城セントラル3階）

概要　消費者トラブルに関する相談や消費者の啓発などを行う施設です。また、国や県、各種業界団体等からさまざまな情報の収集・提供、施設の貸し出しなどを行っています。

主な施設　相談室、研修室、展示コーナー、幼児ルーム、消費者活動室

利用時間　午前8時30分～午後5時15分
（消費生活相談は午前9時～午後5時）

休館日　月曜日、祝日（月曜日と祝日が重なった場合はその翌日も）、年末年始

利用方法　研修室、展示コーナーは利用日の1カ月前の月の初日から申し込むことができます。子育て中の方も参加しやすいように幼児ルームを備えています。消費生活センター登録証の交付を受けている団体は、利用日の2カ月前の月の初日から申し込むことができるほか、消費者活動室を利用することができます。

男女共同参画

市民の皆さん、事業者等の皆さんとともに男女共同参画の推進を図るため、平成25年4月に男女共同参画推進条例を施行しました。男女共同参画センター「ファーラ」を拠点施設として、さまざまな事業を実施しています。

男女共同参画センター「ファーラ」

問 TEL 645-8077 FAX 645-8055

所在地：城西町2-2-22（総合福祉センター4・5階）

概要　男女共同参画社会の実現を目指して、市民の皆さんの学習や活動を支援し、相談・交流する施設です（相談事業は 53ページ参照）。

主な施設　研修室1、研修室2・視聴覚室、会議室、保育室、相談室、ワーク室、交流コーナー、情報コーナー

主な事業

- 男女共同参画に関する講座・イベントの開催
- 広報事業（情報紙「ファーラ」発行）・市民活動 支援事業
- 相談事業（一般・法律・女性の健康）
- 情報提供事業（図書・DVD等の貸し出しなど）

利用時間　午前9時～午後10時

休館日　祝日、振替休日、年末年始

利用方法　男女共同参画に関する活動に利用できます（営利目的利用は不可。貸館は団体利用）。利用申し込みは利用日の1カ月前の月の初日から受付けますが、使用登録団体として登録すると、利用日の2カ月前の月の初日から申し込むことができます。交流コーナー、情報コーナーはどなたでも利用できます。

国際交流

国際交流センター

問 TEL 647-2275 FAX 647-2278

所在地：城南町1-1-1（霞城セントラル2階）

概要　国際交流の推進および多文化共生社会の実現のため、市民の国際交流、国際協力、国際理解活動に対する支援、また、友好姉妹都市との交流や情報提供、在住外国人支援、民間団体活動室の貸し出しなどを行っています。

主な施設　交流ラウンジ、友好姉妹都市コーナー、民間団体活動室1（45人）、民間団体活動室2（36人）

利用時間　午前9時30分～午後6時

休館日　月曜日、祝日（月曜日と祝日が重なった場合はその翌日）、年末年始

利用方法 交流ラウンジはいつでも利用できます。民間団体活動室の利用は、国際交流等に関する活動で、利用日の1カ月前の月の初日から申し込むことができます。
また、民間団体活動登録証の交付を受けている団体は、利用日の2カ月前の月の初日から申し込むことができます。

情報公開・個人情報保護

問 市民相談課 TEL 641-1212(内線 254) FAX 624-8418

情報公開制度

行政文書の公開

市が作成または取得した文書(行政文書)を、どなたからの求めにも応じ、個人に関する情報など一部の情報を除き原則として公開します。

請求の窓口および請求の方法

市役所1階の市民相談課情報公開窓口に備え付けの請求書に必要事項を記入の上、提出してください。郵送やFAX、電子申請による請求もできます。

公開・非公開の決定

公開するかどうかは、請求を受けた日の翌日から14日以内に決定し、文書でお知らせします(やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります)。

公開の方法

行政文書の公開(閲覧・視聴・写しの交付)は、決定通知書でお知らせする日時・場所で行います。閲覧・視聴は無料ですが、写しの交付を希望する場合は、実費をいただきます。

附属機関等の会議の公開

審議会や懇話会などの附属機関等の会議を、原則として公開しています。

附属機関等の名称、開催日時、場所、会議の内容については、情報公開窓口、山形市公式ホームページの「審議会等の公開」でお知らせしています。

公開された会議の会議資料・会議録は、各担当課の窓口、山形市公式ホームページの「審議会等の公開」からご覧ください。

個人情報保護制度

市民の皆さんの個人情報を適切に取り扱い、保護するためのルールを定めています。また、自分の情報について開示、訂正、利用停止を求める権利を保障しています。

「個人情報」とは、住所、氏名、生年月日、職業、学歴、財産など、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

個人情報を適切に取り扱うためのルール

取り扱いの制限

要配慮個人情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴など)は原則、取り扱いません。

収集の制限

個人情報を収集するときは、事務の目的を明らかにし、その目的に必要な範囲内で原則、本人から収集します。

利用・提供の制限

個人情報を事務の目的の範囲を超えて内部で利用したり、外部に提供したりすることは、原則、行いません。

その他適正な管理

事務の目的に必要な範囲内で個人情報の正確性を保ち、漏えい、改ざん、滅失等のないよう適正に管理します。また、不要となった個人情報は速やかに廃棄します。

個人情報の開示、訂正、利用停止の請求

市が保有している個人情報は、本人がその開示を請求することができます。また、開示を受けた個人情報に事実の誤りがあるときはその訂正を、取り扱いのルールに違反して取り扱われているときは、その利用停止を請求することができます。

請求の窓口および請求の方法

市役所1階の市民相談課情報公開窓口に備え付けの請求書に必要事項を記入の上、提出してください。免許証など本人であることを証明するものが必要です。訂正請求の場合は、訂正請求の内容が事実に合致することを証明する資料も必要です。

開示・非開示等の決定

開示請求の場合は、請求を受けた日の翌日から14日以内に、訂正請求、利用停止請求の場合は、請求を受けた日の翌日から30日以内に開示するかどうかなどを決定し、文書でお知らせします(やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります)。

開示の方法

個人情報の開示(閲覧・視聴・写しの交付)は、決定通知書でお知らせする日時・場所で行います。閲覧・視聴は無料ですが、写しの交付を希望する場合は、実費をいただきます。

市の施設

施設名	所在地	電話番号 FAX番号
市立図書館		
本館	小荷駄町7-12	TEL 624-0822 FAX 624-0823
中央分館 （アズ七日町5階）	七日町1-2-39	TEL 631-0170
東部分館 （福祉文化センター1階）	小白川町2-3-47	TEL 631-4090
北部分館 （北部公民館1階）	宮町4-17-13	TEL 641-6215
霞城分館 （霞城公民館1階）	城西町2-2-15	TEL 644-3332
公民館		
中央公民館	七日町1-2-39	TEL 623-2150 FAX 633-9804
東部公民館	小白川町2-3-47	TEL 642-5181 FAX 625-2150
西部公民館	篭田1-2-23	TEL 645-1223 FAX 645-8330
南部公民館	小荷駄町7-110	TEL 641-6701 FAX 641-9945
北部公民館	宮町4-17-13	TEL 623-9073 FAX 625-7617
江南公民館	江南1-1-27	TEL 684-4428 FAX 684-7397
霞城公民館	城西町2-2-15	TEL 643-2687 FAX 643-2784
元木公民館	元木3-4-8	TEL 631-6551 FAX 631-9037
コミュニティセンター		
鈴川コミュニティセンター （鈴川ふれあい館）	山家町2-4-48	TEL 641-3275 FAX 635-0461
千歳コミュニティセンター	落合町1087-1	TEL 622-2860 FAX 635-0509
飯塚コミュニティセンター	横道7	TEL 644-3479 FAX 644-0949
椹沢コミュニティセンター （くぬぎざわ交流館）	金石田8-2	TEL 644-5652 FAX 644-3710
出羽コミュニティセンター	大字千手堂404-1	TEL 684-7030 FAX 684-1265
金井コミュニティセンター （金井地区交流センター）	大字陣場903	TEL 684-5900 FAX 684-2352

施設名	所在地	電話番号 FAX番号
楯山コミュニティセンター （たてやまなかま館）	大字風間1181-1	TEL 686-2001 FAX 687-2072
滝山コミュニティセンター	上桜田1-17-26	TEL 622-3401 FAX 635-0967
東沢コミュニティセンター （マジャーレがんど）	大字妙見寺4	TEL 622-5480 FAX 635-0982
高瀬コミュニティセンター	大字下東山1360	TEL 686-3341 FAX 687-2076
大郷コミュニティセンター	大字中野543	TEL 681-1351 FAX 684-2843
南沼原コミュニティセンター	南館西19-11	TEL 644-3212 FAX 644-3712
明治コミュニティセンター	大字渋江979	TEL 684-7333 FAX 684-2899
南山形コミュニティセンター	大字松原203-1	TEL 688-2001 FAX 688-3045
大曽根コミュニティセンター	大字上反田811-2	TEL 643-2054 FAX 644-4167
山寺コミュニティセンター （やまでら館）	大字山寺517-1	TEL 695-2001 FAX 695-2164
蔵王コミュニティセンター	蔵王半郷1028	TEL 688-2120 FAX 688-7455
西山形コミュニティセンター	大字柏倉3776-3	TEL 643-3104 FAX 644-1956
村木沢コミュニティセンター （あじさい交流館）	大字村木沢1672-1	TEL 643-2050 FAX 644-8401
本沢コミュニティセンター	大字長谷堂1070-1	TEL 688-2310 FAX 688-7463
児童遊戯施設		
べにっこひろば	樋越22	TEL 674-0220 FAX 674-0221
シェルターインクルーシブ プレイス コパル	片谷地580-1	TEL 676-9876 FAX 676-9878
その他の施設		
市民会館	香澄町2-9-45	TEL 642-3121 FAX 642-3124
山形テルサ	双葉町1-2-3	TEL 646-6677 FAX 647-0123
清風荘（茶室宝紅庵）	東原町2-16-7	TEL 622-3690 FAX 622-3690
山寺芭蕉記念館	大字山寺字南院4223	TEL 695-2221 FAX 695-2552

施設名	所在地	電話番号 FAX番号
最上義光歴史館	大手町1-53	TEL 625-7101 FAX 625-7102
郷土館	霞城町1-1	TEL 644-0253 FAX 644-0253
産業歴史資料館	鋳物町10	TEL 643-6031 FAX 643-6030
野草園	大字神尾832-3	TEL 634-4120 FAX 634-4121
山形国際交流プラザ （山形ビッグウイング）	平久保100	TEL 635-3100 FAX 635-3030
観光案内センター	城南町1-1-1 （霞城セントラル内）	TEL 647-2266 FAX 647-2267
古竜湖キャンプ場	蔵王山田字 羽竜813-1外	観光戦略課 TEL 641-1212 （内線426） FAX 641-1899
公設地方卸売市場	大字漆山1420	TEL 686-5314 FAX 686-2432
学校給食センター	大字沼木字 下河原1139-19	TEL 644-4325 FAX 644-4326
きらやかスタジアム （総合スポーツセンター野球場）	落合町1	きらやかスタジアム TEL 687-1789
流通センター野球場	流通センター2-1	
西部運動広場	沼木字新田948	
立谷川運動広場	立谷川2-959	
鋳物町運動広場	鋳物町24	
流通センター庭球場	流通センター4-2	総合スポーツセンター テニスコート TEL 625-2630
鋳物町庭球場	鋳物町24	
西部庭球場	沼木字新田948	
山形市弓道場	霞城町1-6	TEL 645-1106
山形市球技場	薬師町2-22-72	TEL 674-7096
北市民プール	桧町3-10-1	TEL 684-8265
みなみ市民プール	南一番町8-5	TEL 622-4990
蔵王体育館	蔵王温泉103	TEL 694-9876
福祉体育館	小白川町2-3-33	TEL 635-1771
南部体育館	小荷駄町7-110	TEL 641-6705
江南体育館	江南1-1-27	TEL 684-4296
沼の辺体育館	沼の辺町4-33	総合スポーツセンター TEL 625-2288
コンフォート　ヤマガタ グラウンド・ゴルフ場 （山形市グラウンド・ゴルフ場）	樋越51-1	TEL 684-9870

施設名	所在地	電話番号 FAX番号
南石関グラウンド・ ゴルフ場	南石関57-1	山形市スポーツ協会 TEL 647-4175
アリオンテック 蔵王シャンツェ （蔵王ジャンプ台）	蔵王温泉768	TEL 694-2502
総合スポーツセンター	落合町1	TEL 625-2288
ネッツえがおフィールド （あかねケ丘陸上競技場）	あかねケ丘2-4	TEL 644-4850
馬見ヶ崎プールジャバ	小白川町字 川原1237	TEL 633-8989 FAX 633-8990
西公園 （屋内多目的コート・ 屋外テニスコート）	大字門伝 字落合河原 3114-10	TEL 643-2450 FAX 643-2456
山形まるごと館 紅の蔵	十日町2-1-8	TEL 679-5101 FAX 679-5116
やまがたクリエイティブシティセンターQ1 （旧山形まなび館）	本町1-5-19	文化振興課 TEL 641-1212 （内線 798・799） ※令和4年9月 オープン予定
農業研修センター	東古館145	TEL 644-1622 FAX 644-0011
山形市働く女性の家 （福祉文化センター内）	小白川2-3-47	TEL 642-5181
男女共同参画センター 「ファーラ」	城西町2-2-22	TEL 645-8077 FAX 645-8055
市民活動 支援センター	城南町1-1-1	TEL 647-2260
市営駐車場		
中央駐車場	旅篭町2-2-13	TEL 631-6807
香澄駐車場	香澄町2-9-46	TEL 642-8535
大手町駐車場	大手町1-61	TEL 623-4171
山形駅東口 交通センター駐車場	香澄町1-16-34	TEL 635-2198
済生館前駐車場	七日町1-3-1	TEL 624-1357
山形駅西口 駅前広場駐車場	双葉町1-509	TEL 647-2208
市営駐輪場		
山形駅東口 交通センター駐輪場	香澄町1-16-34	TEL 635-2198
済生館前地下駐輪場	七日町1-3-16	TEL 624-1357
霞城セントラル駐輪場	城南町1-1-1	TEL 647-2208
山形駅南駐輪場	幸町地内	TEL 641-1212 （内線524）